

22日機輸出第111号
平成22年7月21日

組合員各位

日本機械輸出組合
専務理事 倉持治彦

「中国知財制度の最新状況と新職務発明制度における諸問題」 セミナーの開催について

中国では自主创新能力の向上によるイノベーション型国家の建設を目指し、近年、多くの法令が改正されていますが、これら法令は日系企業における中国ビジネス活動、特に知的財産活動に大きな影響を及ぼす可能性が高くなっております。

そこで、当組合では、「中国知財制度の最新状況」、及び昨年の特許法実施細則の改正により大幅に変更された「中国の新職務発明制度」をテーマとしたセミナーを開催することといたしましたので、多数ご参加下さるようご案内申し上げます。

つきましては、参加を希望される方は、下記の申込方法よりお申し込み下さい。

本セミナーの概要としては、第一部で、中国知的財産制度における最新状況、特に自主創新に基づく政策動向、模倣品取締まりに関する制度改正、中国の特許に係る標準化政策等について解説すると共に日系企業が留意すべき事項について言及します。

第二部では、中国における職務発明制度と諸問題について解説します。職務発明制度は、昨年の特許法実施細則の改正により大幅に変更されたことから、中国の日系企業は、社内の職務発明規定を整備する必要があります。そこで、中国における職務発明に係る法制度を分析し、中国の日系企業がとり得る職務発明制度とはいかなるものか、職務発明制度を構築するにあたり考慮すべき問題点について、実務に役立つよう解説します。

敬具

記

・日時：平成22年8月31日（火） 13:20～16:50

・場所：機械振興会館 6階会議室 6D-1,2

港区芝公園3-5-8 <http://www.jspmi.or.jp/kaikan.htm>

・講演内容：

第一部：「中国知的財産制度における最新状況」

講師：日本貿易振興機構 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男 氏

1. 自主創新に基づく政策及び法案動向
2. 模倣品取り締まりに関する制度改正
 - (1) 税関企業分類管理条例の改正動向
 - (2) インターネット商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法の概要
3. 標準に係る特許の取り扱い、他

第二部：「中国における職務発明の法制度と諸問題」

～2010年改正「特許法実施細則」施行後の最近の実情をふまえて～

講師：森・濱田松本法律事務所 弁護士、法学博士 遠藤 誠 氏

1. 中国における職務発明の法制度
 - (1) 職務発明の帰属
 - (2) 職務発明者への奨励・報酬
 - (3) 契約法、科学技術成果転化促進法、著作権法、地方性法規と、特許法・特許法実施細則との適用関係

2. 中国の日系企業がとり得る職務発明制度
 - (1) 会社と従業員との契約で定める方法
 - (2) 会社と労働組合との集団契約で定める方法
 - (3) 会社の社内規則で定める方法
 - (4) 上記3つの方法のメリットとデメリット

3. 職務発明制度を構築するにあたり考慮すべき問題点
 - (1) 会社は、特許法実施細則 77 条の基準を下回る奨励・報酬を定めてもよいか
 - (2) 奨励・報酬は1元でもよいか
 - (3) 奨励・報酬は金銭でなければならないのか
 - (4) 日本企業が中国子会社に研究開発を委託し、成果は日本企業に原始的に帰属する旨の契約を締結した場合、職務発明者は奨励・報酬を誰に請求できるか
 - (5) 日本企業で生じた発明を中国で特許出願した場合にも、中国の特許法・特許法実施細則の職務発明に関する規定は適用されるのか
 - (6) 外国特許にも、中国の特許法・特許法実施細則の職務発明に関する規定は適用されるのか
 - (7) ノウハウやソフトウェアを完成した者は、会社に対し、奨励・報酬を請求できるか、 他

一部と二部の間に、コーヒー・ブレイクが入ります。

・受講料: 組合員 無料 / 非組合員 5,000 円

・定 員: 80名(先着順)

・申込方法: 参加ご希望の方は、8月26日(木)までに、当組合ホームページのセミナー開催案内

(<http://jmcti.org/jmchomepage/semminar/index.htm>) からお申込み下さい。

キャンセルされる場合は、8月27日(金)まで、下記連絡先に必ずご連絡下さい。

ご連絡がない場合には、受講料をご負担いただきます。後日、請求書をお送りします。

・受付方法:

・セミナー当日、受付にお名刺をご提出下さい(受講券は発行いたしません)。

・非組合員の方は、受講料を当日、会場受付にてお支払い下さい。領収書をお渡します。

以上

本件連絡先: 通商・投資グループ くらもと 庫元

Tel.03-3431-9348 / E-mail: tohshi@jmcti.or.jp